

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年4月30日

公立学校共済組合長崎支部長 前川 謙介

1 競争入札に付する事項

公立学校共済組合長崎支部健康づくり講座業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日及び入札期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者

3 競争入札参加者の資格要件

令和5年4月1日から申請書の提出期限の日までにおいて、当該業務と類似する業務の履行実績があること

4 入札参加者の資格及びその審査

- (1) 入札参加者の資格は、施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 過去の類似する業務の実績

5 資格審査申請の時期

この告示の日から、令和7年5月14日（水）までの間（土日祝日を除く。）の午前9時から午後5時ま

でとする。

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

一般競争入札参加申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、公立学校共済組合長崎支部のホームページから入手することもできる。（財務関係明細書等ワード、エクセルの様式希望の場合はメール送信しますので、ご連絡ください。）

(2) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。

ア 誓約書（第2号様式）

イ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（第3号様式）

キ 委任状（第4号様式）

ク 令和5年4月1日から申請書提出期限までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式、契約書の写し等を提出）

ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書の交付及び提出場所

公立学校共済組合長崎支部 総務・厚生班

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3343（直通）

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書を通知（郵送）する。

8 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(11)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。